

市営墓地 使用者募集の御案内

申込受付開始日 令和6年11月18日（月）

京都市保健福祉局



目 次

ページ番号

○	概要	1
○	募集の流れ	1
1	募集する市営墓地	2
2	現地案内会	2
3	応募資格	3
4	申込	3
5	使用許可	5
6	使用区画の適切な管理について	6
7	使用許可の取消し	6
	(京都市市営墓地条例)	7
	(京都市市営墓地条例施行規則)	10
○	募集墓地の詳細	13
1	募集墓地周辺図	13
2	募集区画一覧	14
3	募集区画図	16
○	市営墓地使用申込書	24

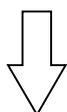
○ 概要

宗教宗派に関係なく、市民の皆様に広く御使用いただける市営墓地の使用者を募集します。

令和6年11月18日（月）から京都市医療衛生企画課窓口で受付を行います。

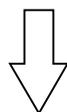
○ 募集の流れ（詳しくは、次ページ以降を御覧ください。）

- 1 現地の状況を確認

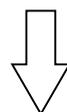


清水山墓地では現地案内会を実施
(令和6年11月9日（土）、10日（日）)

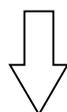
- 2 使用の申込（令和6年11月18日（月）から先着順）



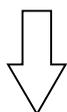
- 3 使用料及び当該年度分管理料※の納付



- 4 使用許可書の受領（使用料及び管理料の納入後、市から送付）



- 5 墓地の使用開始



- 6 毎年度、管理料※を納付

※ 1平方メートル当たり1,990円／年。今後、改定される場合があります。

1 募集する市営墓地（詳細は13ページを御覧ください。）

(1) 清水山墓地

- ① 所在地 東山区清閑寺下山町
- ② 区画面積 0.81平方メートルから6.48平方メートルまで
- ③ 区画数 30区画
- ④ 使用料 1平方メートル当たり300,000円ほか
- ⑤ 管理料 1平方メートル当たり1,990円（毎年納付）

(2) 宝塔寺山墓地

- ① 所在地 伏見区深草宝塔寺山町
- ② 区画面積 1平方メートルから1.8平方メートルまで
- ③ 区画数 5区画
- ④ 使用料 1平方メートル当たり500,000円ほか
- ⑤ 管理料 1平方メートル当たり1,990円（毎年納付）

(3) 深草墓地

- ① 所在地 伏見区深草石峰寺山町
- ② 区画面積 1平方メートル
(ただし、東西の2区画を連結(計2㎡)して申込可。)
- ③ 区画数 100区画
- ④ 使用料 1平方メートル当たり1,000,000円
- ⑤ 管理料 1平方メートル当たり1,990円（毎年納付）

上記は令和6年度に募集を開始する区画です。新たに募集を開始する区画は毎年10月頃に公開を予定しています。

2 現地案内会

(1) 日時 令和6年11月9日(土)、10日(日) 午前10時～午後4時

(2) 場所 清水山墓地内

※ 宝塔寺山墓地及び深草墓地では現地案内会を実施しませんので、御自身で御確認ください。

(3) 注意事項

ア 事前予約は不要です。

イ 現地案内会場での使用申込みはできません。

ウ 自然災害等の発生により案内会を中止する場合は、

令和6年11月8日(金)までに京都市情報館でお知らせします。

エ 駐車場はありません。自家用車での御来場は御遠慮ください。

オ 墓地内には足元の悪い場所がありますので、御注意ください。

3 応募資格

(1) 申込みできる方

- ア 京都市内在住であることが住民票により確認できる方(法人名義による申込みはできません。)
- イ 使用料及び管理料を納期限内(おおむね発送後1か月以内)に納付できる方
- ウ 使用許可後、1年以内に石材、コンクリートその他これらに類する資材を用いて、使用する墓地の区画を明示できる方(京都市市営墓地条例施行規則第8条)
- エ 現に市営墓地を使用していない方

(2) 申込書類

- ア 市営墓地使用申込書
- イ 申込者の「住民票」の写し
 - ※ 申込日の直近3か月以内に交付されたものに限ります。

4 申込

(1) 申込受付開始日

令和6年11月18日(月)から
※ 土、日、祝日及び年末年始を除く。

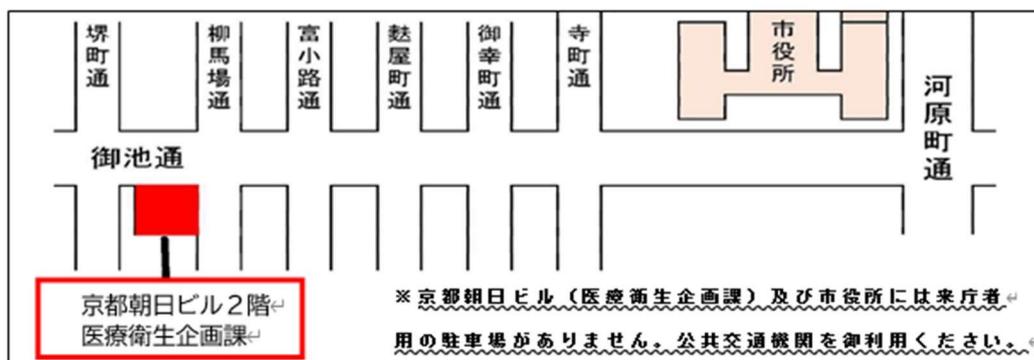
(2) 受付時間

午前9時～正午、午後1時～午後5時

(3) 申込場所

〒601-8101

京都市中京区柳馬場通御池下る柳八幡町65番地 京都朝日ビル2階
京都市保健福祉局 医療衛生推進室 医療衛生企画課 窓口



<最寄りの交通機関>

京都市営地下鉄「烏丸御池」駅下車 徒歩約10分 阪急電鉄「烏丸」駅下車 徒歩約15分

※ 来庁者用の駐車場はありません。自家用車での御来庁は御遠慮ください。

(4) 申込方法

申込書類を御持参ください（申込先着順^{※1}）。

ただし、受付開始時刻前の順番取りなどを避けるため、各日の受付開始時刻に複数の申込希望者が到着されている場合は、同着として扱います。

同着の申込希望者の中で申込区画が重複した場合は、その場で抽選を実施^{※2}、申込者を決定します。

※1 先着順のため、希望する区画の申し込みができない場合がありますので、現地確認の際は、複数の区画を御確認いただくことをお勧めします。

※2 抽選に落選した場合でも、受付開始時刻以降に到着された申込希望者に優先して、他の空き区画に申し込むことができます。

(5) 注意事項

ア 申込は、1世帯につき1区画のみです。

イ 二重申込み（同一人又は同一世帯）、他人名義での申込み、虚偽申込み等、不正な申込みは全て無効とします。

ウ 申込者本人以外が申し込む場合は、委任状を持参してください。

エ 提出された書類はお返しできません。

オ 申込後の区画の変更はできません。必ず、事前に現地の状況を確認したうえで、申し込みください。

カ 使用料及び管理料を納期限までにお支払いいただけない場合は、辞退したものとして取り扱います。

キ 本市が指定する区画を越えて工作物等を設置することはできません。

ク 使用許可を受けた方以外の方に区画を使用させてはいけません。

(6) 申込状況の公開について

京都市情報館を御覧いただくか、電話にてお問い合わせください。

○ 京都市情報館

<https://www.city.kyoto.lg.jp/hokenfukushi/page/0000332499.html>

（ トップページ → 健康・福祉 → 生活衛生
→ 墓地・斎場・ペット霊園 → 市営墓地
→ 市営墓地の使用者募集状況について ）



○ 電話

京都市保健福祉局 医療衛生推進室 医療衛生企画課 市営墓地募集担当
電話：075-222-3433

※ 随時申込みを受け付けていますので、御確認いただいたときの情報と異なる場合があります。

5 使用許可

(1) 納入通知書等の送付

書類審査終了後に、以下の書類をお送りします。

- ① 墓地使用料納入通知書
- ② 墓地管理料納入通知書

(2) 墓地使用料及び管理料の納付

納入通知書に記載の納期限までに、本市が指定する金融機関で納付してください。

※ 使用の許可を受けた後、墓地の使用を終了した場合でも、納付された使用料及び管理料は返還できません。

※ 使用料及び管理料の分割納付はできません。一括で納付いただく必要がありますので、あらかじめ御了承ください。

(3) 使用許可書等の送付

使用料及び管理料の納入が確認できた方には、以下の書類をお送りします。

- ① 墓地使用許可書
- ② 工作物設置等許可申請書
- ③ 焼骨埋蔵届
- ④ 市営墓地使用の手引

(4) 工作物設置等許可申請書の提出

使用の許可を受けた後、1年以内に石材やコンクリート等を用いて、区画の明示を行ってください。

なお、墓石等の工作物を設置する際には、事前に許可を受ける必要がありますので、工作物設置等許可申請書を医療衛生企画課へ提出してください。

6 使用区画の適切な管理について

市営墓地内の清潔な環境を保つため、使用区画内の適切な管理をお願いします。

(1) お供え物やごみ等は墓地内に放置せず、お持ち帰りください。

※ お供え(食物や色花等)の放置は、野生動物を呼び寄せる原因となります。

これまでも、お供え物を狙ったとみられるイノシシ、シカ、サルによる被害が発生しています。

(2) 掃除した落ち葉や除草した雑草等は、他の使用者の迷惑とならないよう適切に処分してください。

(3) 区画内で生じる以下の事項については、使用者の責任において直ちに必要な措置を講じてください。

- | |
|--|
| ア 工作物(墓碑、巻き石など)に破損、倒壊等が発生するおそれがある、又は発生したとき |
| イ 草木の繁茂等により、区画外に危険又は支障があるとき |
| ウ その他、他の使用者に危険又は支障を生じさせるおそれがあるとき |

(4) 使用区画内には生育、落葉等により他の使用者等に迷惑を掛けるおそれがある樹木を植えてはいけません。

7 使用許可の取消し

使用許可後、京都市市営墓地条例第16条(8ページ)に該当する場合は、許可を取り消すことがありますので、御注意ください。

○京都市市営墓地条例（平成4年3月31日条例第83号）

（設置）

第1条 市民の墳墓としての用に供するため、市営墓地（以下「墓地」という。）を設置する。

2 墓地の名称及び位置は、別表第1のとおりとする。

（使用資格）

第2条 墓地を使用することができる者は、次の各号に掲げる者とする。

(1) 本市の区域内に住所を有する個人

(2) 本市の区域内に住所を有しない個人で、市長が特別の理由があると認めるもの

（使用の許可）

第3条 墓地を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

（使用者の募集）

第4条 市長は、別に定めるところにより、墓地を使用する者を募集するものとする。

2 墓地の使用の申込みは、1世帯につき1区画に限るものとする。

（抽選による使用者の決定）

第5条 市長は、使用の申込者が2人以上ある区画があるときは、抽選により当選した者に対し、当該区画の使用の許可をするものとする。

（使用料）

第6条 使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表第2に掲げる使用料を納入しなければならない。

2 前項の使用料は、前納しなければならない。

（管理料）

第7条 使用者は、毎年度、墓地内の通路その他の共同施設の管理に要する経費として、使用の許可を受けた墓地の面積1平方メートルにつき1,990円の割合により算定した管理料を納入しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する使用者の管理料は、使用の許可を受けた墓地の面積1平方メートルにつき995円の割合により算定した額とする。

(1) 生活保護法の規定による保護を受けている世帯に属する者

(2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第1項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第1項に規定する支援給付又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第106号。以下この号において「改正法」という。）附則第2条第1項若しくは第2項の規定によりなお従前の例によることとされた同法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第1項に規定する支援給付若しくは改正法附則第2条第3項に規定する支援給付を含む。）を受けている者

3 第1項の規定の適用については、年度の中途に使用の許可を受けた者及び年度の中途に使用を終了した者は、当該年度を通じて墓地を使用しているものとみなす。

4 第1項及び前項に規定する「年度」とは、4月1日から翌年の3月31日までをいう。

5 前各項の規定により計算して得た額に1円未満の端数があるときは、これを切り上げる。

（使用料等の還付）

第8条 既納の使用料及び管理料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

（使用料等の減免）

第9条 市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料又は管理料を減額し、又は免除することができる。

（死体の埋葬の禁止）

第10条 墓地には、死体を埋葬してはならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

（改葬）

第11条 市長は、墓地の移転その他公益上必要があると認めるときは、使用者に対し、改葬を命じることができる。

（工作物の設置等）

第12条 使用者は、その使用する墓地の区画において、墓碑その他の工作物を設置し、改修し、移転し、又は除却しようとするときは、市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、管理上必要があると認めるときは、使用者の負担において、必要な設備をさせ、又は必要な措置を講じさせることができる。

(使用権の譲渡等の禁止)

第13条 墓地を使用する権利(以下「使用権」という。)は、使用者の死亡により承継される場合を除き、移転し、又は他人に利用させることができない。ただし、やむを得ない事情により親族又は縁故者に使用権を譲渡することについて市長の許可を受けたときは、この限りでない。

(届出)

第14条 使用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 焼骨を埋蔵しようとするとき。
- (2) 住所又は氏名を変更したとき。
- (3) 墓地の使用を終了したとき。

2 使用者の死亡により使用権を承継した者は、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(原状回復)

第15条 使用者は、墓地の使用を終了し、又は使用の許可の取消しを受けたときは、速やかに原状に復して市長の検査を受けなければならない。

(使用の許可の取消し等)

第16条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用の許可を取り消すことができる。

- (1) 使用の許可を受けた日又は他に改葬をした日から1年以内に墓地を使用しないとき。
- (2) 使用者の住所が不明のまま1年を経過し、かつ、親族及び縁故者がいないと認められるとき。
- (3) 墓地を他の目的のために使用したとき。
- (4) この条例若しくはこの条例に基づく規則の規定又はこれらの規定に基づく市長の処分違反したとき。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、墓地の使用を制限し、又は使用の許可を取り消すことができる。

- (1) 他の使用者に迷惑を掛け、又は迷惑を掛けるおそれがあるとき。
- (2) 管理上支障があるとき。

(委任)

第17条 この条例において別に定めることとされている事項及びこの条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成4年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の京都市共葬墓地条例第7条の規定は、平成4年度分の保繕料から適用し、平成3年度分までの保繕料については、なお従前の例による。

(経過措置)

3 この条例の施行の際、現にこの条例による改正前の京都市共葬墓地条例(以下「改正前の条例」という。)第1条の2の規定による許可を受けて墓地を使用している者(改正前の条例附則第2項の規定により当該許可を受けたとみなされる者を含む。)は、第3条の規定による許可を受けた者とみなす。

附 則(平成9年3月31日条例第97号)

(施行期日)

1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の京都市共葬墓地条例の規定は、平成9年度分の保繕料から適用し、平成8年度分までの保繕料については、なお従前の例による。

附 則(平成18年3月27日条例第152号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成21年3月26日条例第64号)

(施行期日)

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の京都市共葬墓地条例第7条の規定は、平成21年度分の保繕料から適用し、平成20年度分までの保繕料については、なお従前の例による。

附 則(平成25年3月29日条例第85号)

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の京都市市営墓地条例第7条の規定は、平成25年度分の管理料から適用し、平成24年度分までの保繕料については、なお従前の例による。

附 則(平成25年11月15日条例第56号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成26年6月11日条例第8号)

この条例は、平成26年10月1日から施行する。

附 則(平成27年3月27日条例第77号)

(施行期日)

1 この条例は、市規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(平成28年3月28日規則第78号で平成28年4月1日から施行)

(準備行為)

2 使用の許可の申請その他京都市深草墓地を供用するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

附 則(平成31年3月28日条例第100号)

(施行期日)

1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。ただし、第14条第1項の改正規定は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の京都市市営墓地条例第7条の規定は、平成31年度分の管理料から適用する。ただし、この条例の施行の日前に使用の許可を受けた者に係る同年度分の管理料については、なお従前の例による。

別表第1(第1条関係)

名称	位置
京都市若王子山墓地	京都市左京区鹿ヶ谷若王子山町
京都市大日山墓地	京都市左京区栗田口大日山町
京都市清水山墓地	京都市東山区清閑寺下山町
京都市地蔵山墓地	京都市東山区今熊野日吉町
京都市住吉山墓地	京都市右京区御室住吉山町
京都市小谷墓地	京都市北区西賀茂鎮守菴町
京都市宝塔寺山墓地	京都市伏見区深草宝塔寺山町
京都市深草墓地	京都市伏見区深草石峰寺山町

別表第2(第6条関係)

区分	使用料(1平方メートルにつき)			
	第1区	第2区	第3区	第4区
京都市若王子山墓地	円 200,000	円 160,000	円 120,000	円 80,000
京都市大日山墓地	250,000	200,000	150,000	100,000
京都市地蔵山墓地	750,000	600,000	450,000	300,000
京都市宝塔寺山墓地	500,000	400,000	300,000	200,000
京都市深草墓地	1,000,000	800,000	600,000	400,000
その他の墓地	300,000	240,000	180,000	120,000

備考 墓地の区画が第1区から第4区までのいずれに該当するかは、市長が定める。

○京都市市営墓地条例施行規則（平成4年3月31日規則第123号）

（墓地を使用する者の募集）

第1条 京都市市営墓地条例（以下「条例」という。）第4条の規定による市営墓地（以下「墓地」という。）を使用する者の募集は、あらかじめ次に掲げる事項を明らかにしたうえ、公募の方法により行うものとする。

- (1) 墓地の名称及び所在地並びに募集に係る区画の数及び面積
- (2) 募集に係る区画の使用料及び管理料（以下「使用料等」という。）の額
- (3) 使用することができる者の資格
- (4) 使用の申込みの方法及び墓地を使用する者の決定の方法

（使用の申込み）

第2条 条例第4条の規定により使用の申込みをしようとする者は、市営墓地使用申込書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 住民票の写し
- (2) その他市長が必要と認める書類

（使用の許可）

第3条 市長は、前条の規定による申込みがあった場合において、当該申込みに係る使用を許可したときは、文書によりその旨を申込者に通知する。

（使用許可書の提示又は提出）

第4条 市長は、必要があると認めるときは、使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）に対し、前条の文書（以下「使用許可書」という。）の提示又は提出を求めることがある。

（管理料の減額）

第5条 条例第7条第2項の規定の適用を受けようとする者は、その者が同項各号のいずれかに該当することを証明する書類を市長に提出しなければならない。

（使用料等の減免）

第6条 条例第9条の規定により使用料等の減額又は免除を受けようとする者は、減額又は免除を受けようとする理由を記載した申請書に当該理由を証する書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（工作物の設置等）

第7条 条例第12条第1項の規定により工作物の設置、改修、移転又は除却（以下「工作物の設置等」という。）の許可を受けようとする使用者は、工作物設置等許可申請書（第2号様式）に当該工作物に係る設計書、仕様書その他市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合において、当該申請に係る工作物が次の各号に掲げる基準に適合しないときは、同項の許可をしないものとする。

- (1) 盛土については、地盤面からの高さは1メートル以下とし、その周囲の土留めは石材又はコンクリートによること。
- (2) 墓碑又はこれに類する工作物の地盤面からの高さは、3メートル以下とすること。
- (3) 上屋類、板塀、竹垣（四つ目垣を除く。）その他市長が管理上支障があると認める工作物でないこと。

3 使用者は、工作物の設置等を完了したときは、速やかに工作物設置等完了届（第3号様式）を市長に提出しなければならない。

（区画の明示）

第8条 使用者は、使用の許可を受けた後速やかに、石材、コンクリートその他これらに類する資材を用いて、その使用する墓地の区画を明示しなければならない。

（使用する区画の管理）

第9条 使用者は、常にその使用する墓地の区画の清潔を保つよう努めなければならない。

2 墓碑その他の工作物の破損、倒壊等により他の使用者等に危険を及ぼし、又は迷惑を掛けるおそれがあるときは、使用者は、直ちに修理その他必要な措置を講じなければならない。

3 使用者は、その使用する墓地の区画内に、生育、落葉等により他の使用者等に迷惑を掛けるおそれがある樹木を植えてはならない。

（使用権の譲渡の許可の申請）

第10条 条例第13条ただし書の規定により墓地を使用する権利（以下「使用権」という。）の譲渡の許可を受けようとする使用者は、市営墓地使用権譲渡許可申請書（第4号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 譲渡の理由を明らかにした書類
- (2) 使用許可書
- (3) その他市長が必要と認める書類

（使用権の譲渡の許可等）

第11条 市長は、前条の規定による申請があった場合において、当該申請に係る使用権の譲渡を許可したときは、文書によりその旨を申請者に通知する。

2 市長は、前項の規定による許可に係る使用権の譲渡が行われたことを確認したときは、使用許可書を書き換え
たうえ、これを使用権の譲渡を受けた者に交付する。

(焼骨の埋蔵の届出)

第12条 条例第14条第1項第1号の規定により焼骨の埋蔵の届出をしようとする使用者は、焼骨埋蔵届(第
5号様式)を市長に提出しなければならない。

(住所等の変更の届出)

第13条 条例第14条第1項第2号の規定により住所又は氏名の変更の届出をしようとする使用者は、住所・
氏名変更届(第6号様式)に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 住所又は氏名の変更の事実を証明する書類

(2) 使用許可書

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、使用許可書を書き換えたうえ、これを届出者に交付する。

(使用の終了の届出)

第14条 条例第14条第1項第3号の規定により墓地の使用の終了の届出をしようとする使用者は、市営墓地
使用終了届(第7号様式)に使用許可書を添えて、市長に提出しなければならない。

(承継の届出)

第15条 条例第14条第2項の規定により使用権の承継の届出をしようとする者は、市営墓地使用権承継届
(第8号様式)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 承継の事実を証する書類

(2) 使用許可書

(3) その他市長が必要と認める書類

2 第13条第2項の規定は、前項の届出があった場合について準用する。

(使用許可書の返還)

第16条 使用者は、条例第16条の規定により使用の許可を取り消されたときは、速やかに使用許可書を市長
に返還しなければならない。

(使用許可書の再交付)

第17条 使用者は、使用許可書が破れ、汚れ、又は紛失したときは、速やかに市営墓地使用許可書再交付申請書
(第9号様式)を市長に提出し、使用許可書の再交付を受けなければならない。

2 使用者は、使用許可書が破れ、又は汚れた場合において、前項の申請をしようとするときは、市営墓地使用許
可書再交付申請書に当該使用許可書を添えなければならない。

3 使用者は、使用許可書を紛失したため使用許可書の再交付を受けた場合において、紛失した使用許可書を発
見したときは、速やかに当該発見した使用許可書を市長に返還しなければならない。

(補則)

第18条 この規則に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、保健福祉局長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の京都市共葬墓地条例施行規則(以下「改正前の規則」という。)第2条第1項の規定
により交付された墓地使用許可書(改正前の規則附則第2項の規定により墓地使用許可書とみなされた墓
地使用券を含む。)は、この規則による改正後の京都市共葬墓地条例施行規則第3条の規定により交付され
た使用許可書とみなす。

附 則(平成11年11月26日規則第68号)

この規則は、平成11年12月1日から施行する。

附 則(平成25年3月29日規則第108号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成25年11月15日規則第115号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 従前の様式による用紙は、市長が認めるものに限り、当分の間、これを使用することができる。

附 則(平成26年10月31日規則第47号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成29年3月31日規則第90号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成31年3月28日規則第103号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和 3 年 3 月 31 日規則第 131 号)

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 3 年 7 月 28 日規則第 40 号)

(施行期日)

1 この規則は、令和 3 年 8 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 従前の様式による用紙は、市長が認めるものに限り、当分の間、これを使用することができる。

附 則(令和 5 年 3 月 31 日規則第 103 号)

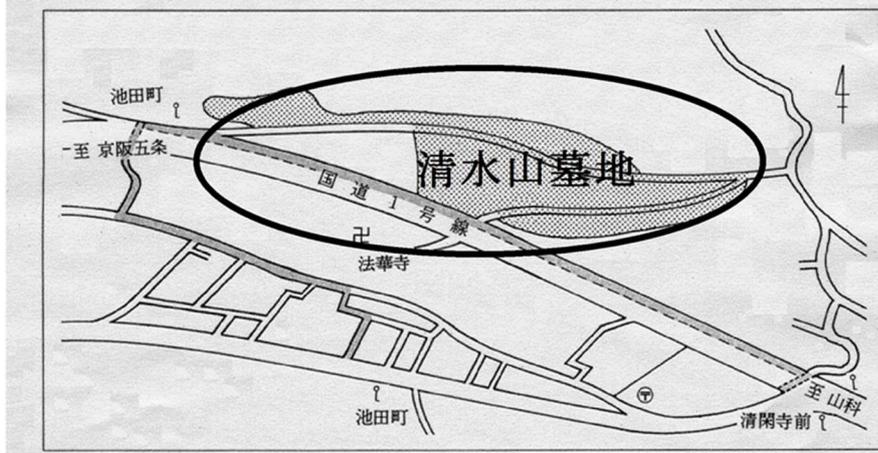
この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

○ 募集墓地の詳細

1 募集墓地周辺図

(1) 清水山墓地

清水山墓地 所在地 京都市東山区清閑寺下山町

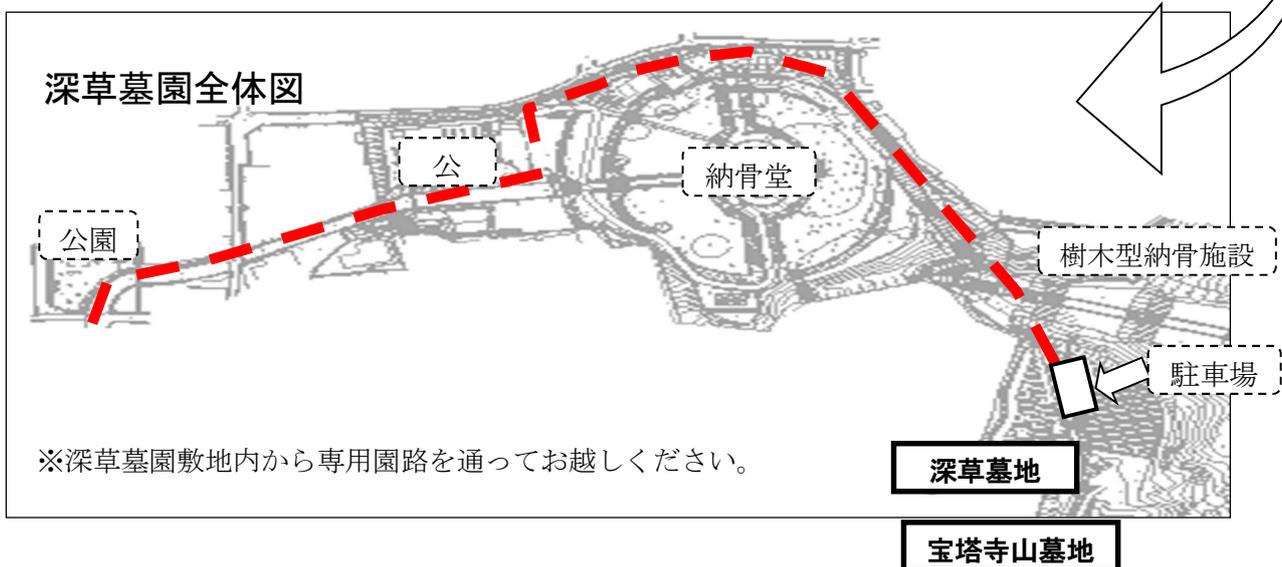
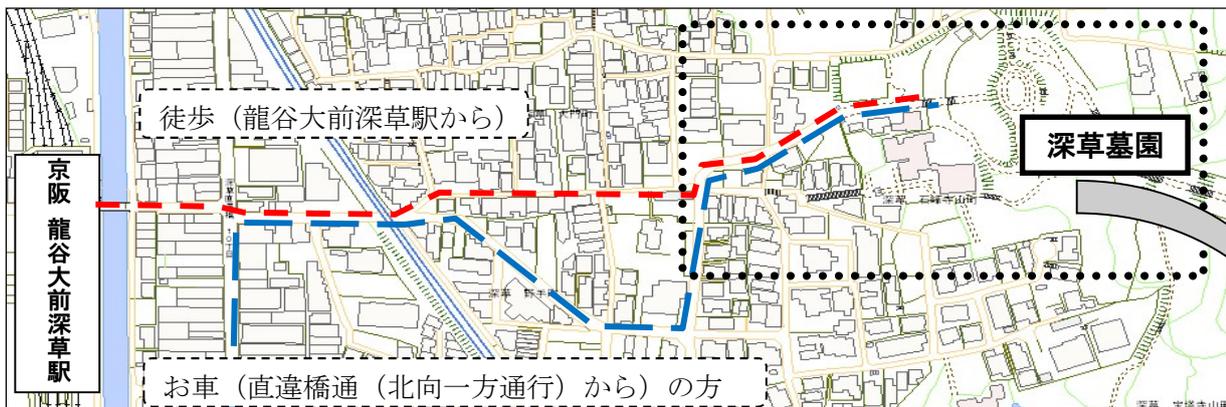


<最寄りの交通機関>

京阪バス「池田町」下車徒歩約5分、市バス「五条坂」下車徒歩約20分

※ 自家用車での御来場は御遠慮ください。

(2) 宝塔寺山墓地、深草墓地



<最寄りの交通機関>

京阪電車「龍谷大前深草」駅下車 徒歩約15分、JR奈良線「稲荷」駅下車 徒歩約20分

2 募集区画一覧

(1) 清水山墓地 30区画

区分	区画番号	間口	奥行	面積	地図ページ	使用料	管理料
1	204	1.8	1.0	1.80	19	540,000	3,582
1	206	1.5	1.0	1.50	19	450,000	2,985
1	229	1.0	1.0	1.00	19	300,000	1,990
1	230	1.0	1.0	1.00	19	300,000	1,990
1	236	1.0	1.6	1.60	19	480,000	3,184
1	237-1	1.0	1.6	1.60	19	480,000	3,184
1	293	3.6	1.8	6.48	19	1,944,000	12,896
1	314	0.9	1.0	0.90	19	270,000	1,791
1	317	1.0	1.0	1.00	19	300,000	1,990
1	318	1.0	1.0	1.00	19	300,000	1,990
1	321	1.2	1.0	1.20	19	360,000	2,388
1	323	1.0	1.0	1.00	19	300,000	1,990
1	327	1.3	1.0	1.30	19	390,000	2,587
1	331	1.0	0.9	0.90	19	270,000	1,791
1	332	1.6	0.9	1.44	19	432,000	2,866
1	793	0.9	0.9	0.81	19	243,000	1,612
1	798	2.0	2.0	4.00	19	1,200,000	7,960
1	839	2.0	2.0	4.00	19	1,200,000	7,960
1	847	1.0	1.8	1.80	19	540,000	3,582
2	3	1.5	1.5	2.25	20	540,000	4,478
2	20	1.5	1.2	1.80	20	432,000	3,582
2	53	1.0	1.0	1.00	20	240,000	1,990
2	80	1.0	1.0	1.00	20	240,000	1,990
3	1905-1	1.0	2.0	2.00	17	360,000	3,980
3	1905-5	1.0	2.0	2.00	17	360,000	3,980
3	1905-8	1.0	2.0	2.00	17	360,000	3,980
3	1905-10	1.0	2.0	2.00	17	360,000	3,980
3	1905-17	1.0	2.0	2.00	17	360,000	3,980
3	1967	1.0	1.0	1.00	17	180,000	1,990
3	1979	0.9	1.0	0.90	18	162,000	1,791

(2) 宝塔寺山墓地 5区画

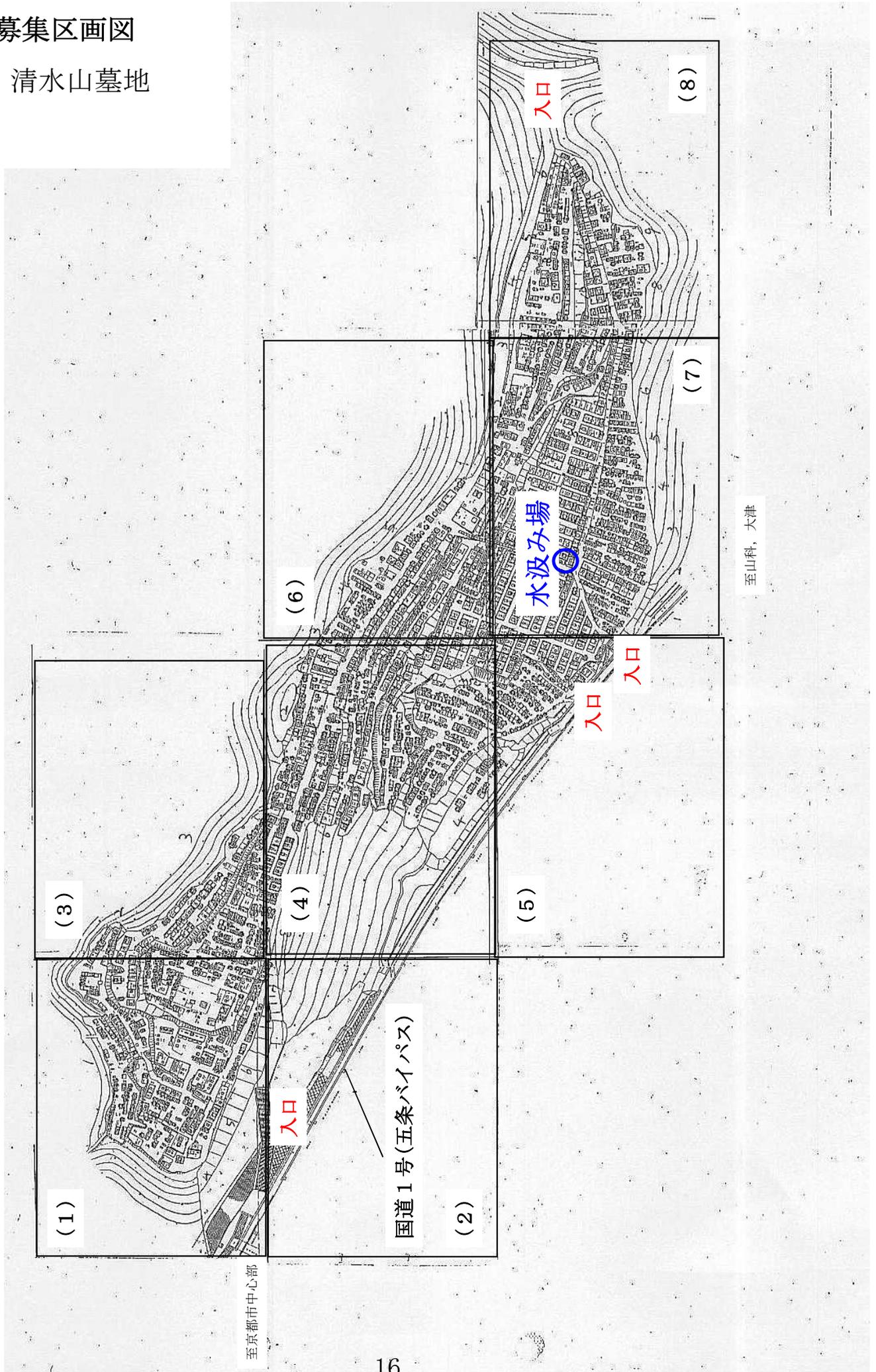
区分	区画番号	間口	奥行	面積	地図ページ	使用料	管理料
1	284-7	1.2	1.5	1.80	21	900,000	3,582
1	288-3	1.0	1.0	1.00	21	500,000	1,990
1	288-8	1.0	1.0	1.00	21	500,000	1,990
2	287-21	1.0	1.0	1.00	21	400,000	1,990
2	287-28	1.0	1.0	1.00	21	400,000	1,990

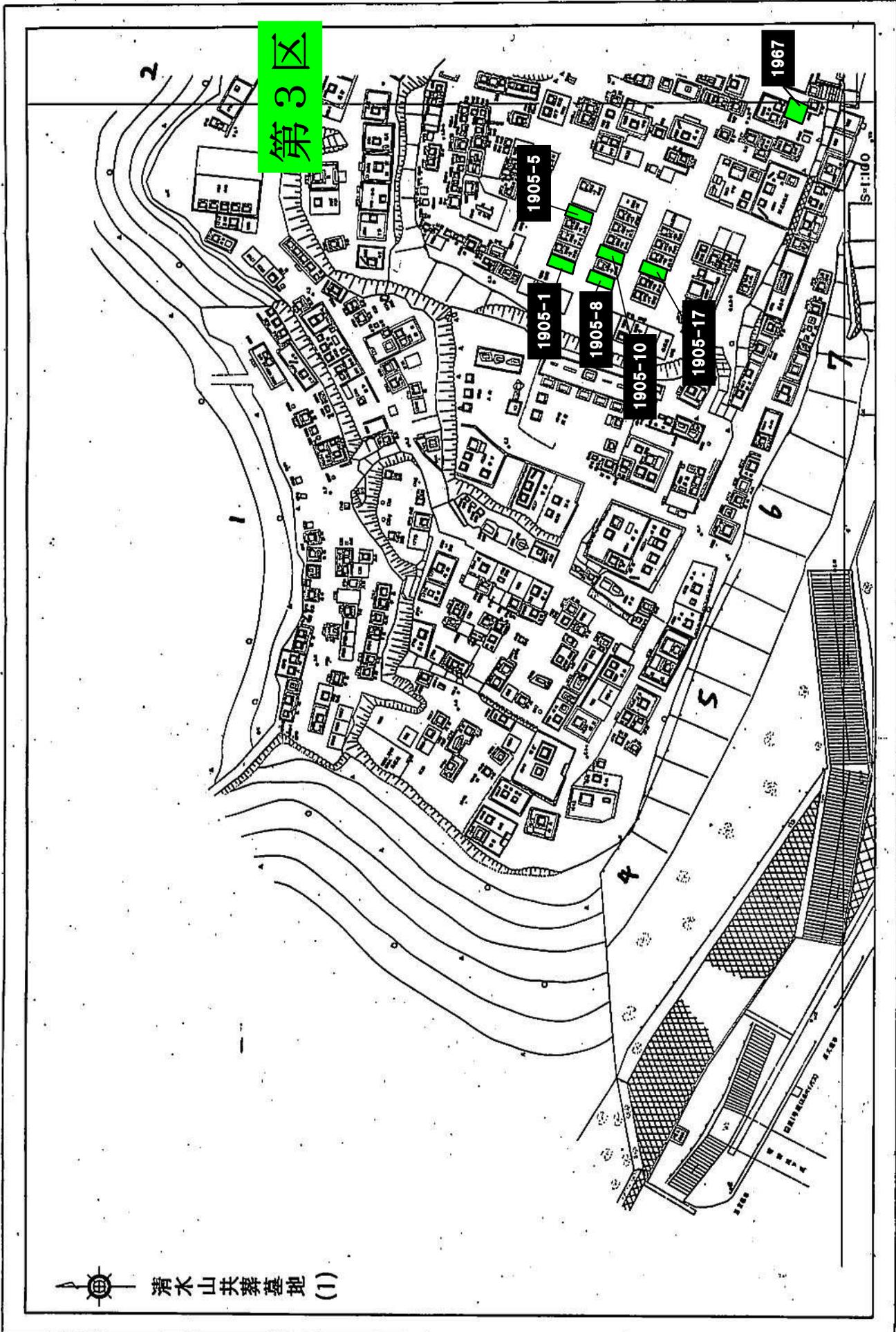
(3) 深草墓地 100区画

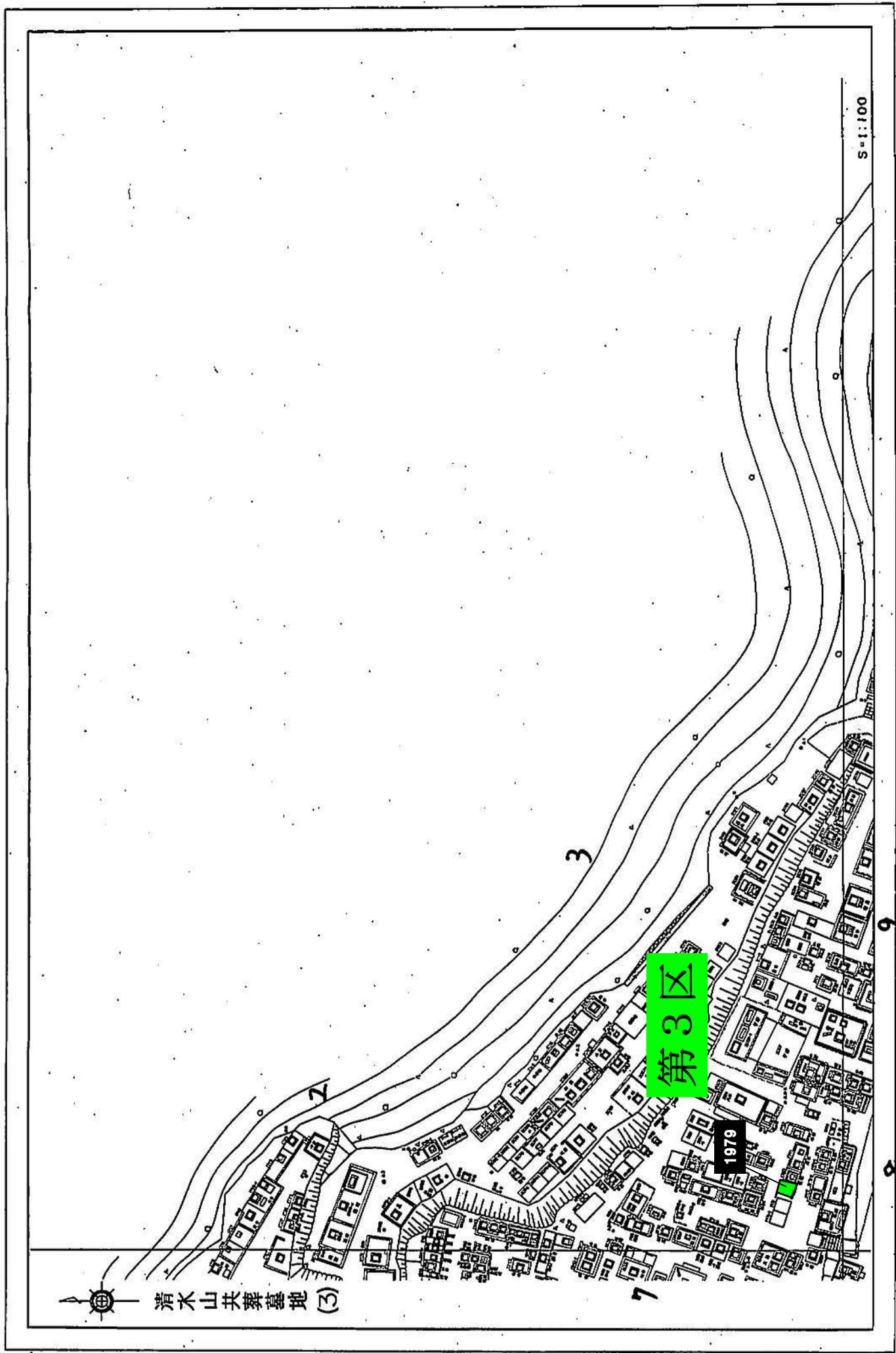
区分	区画番号	間口	奥行	面積	地図ページ	使用料	管理料
1	22ページ参照	1.0	1.0	1.00	22	1,000,000	1,990

3 募集区画図

(1) 清水山墓地





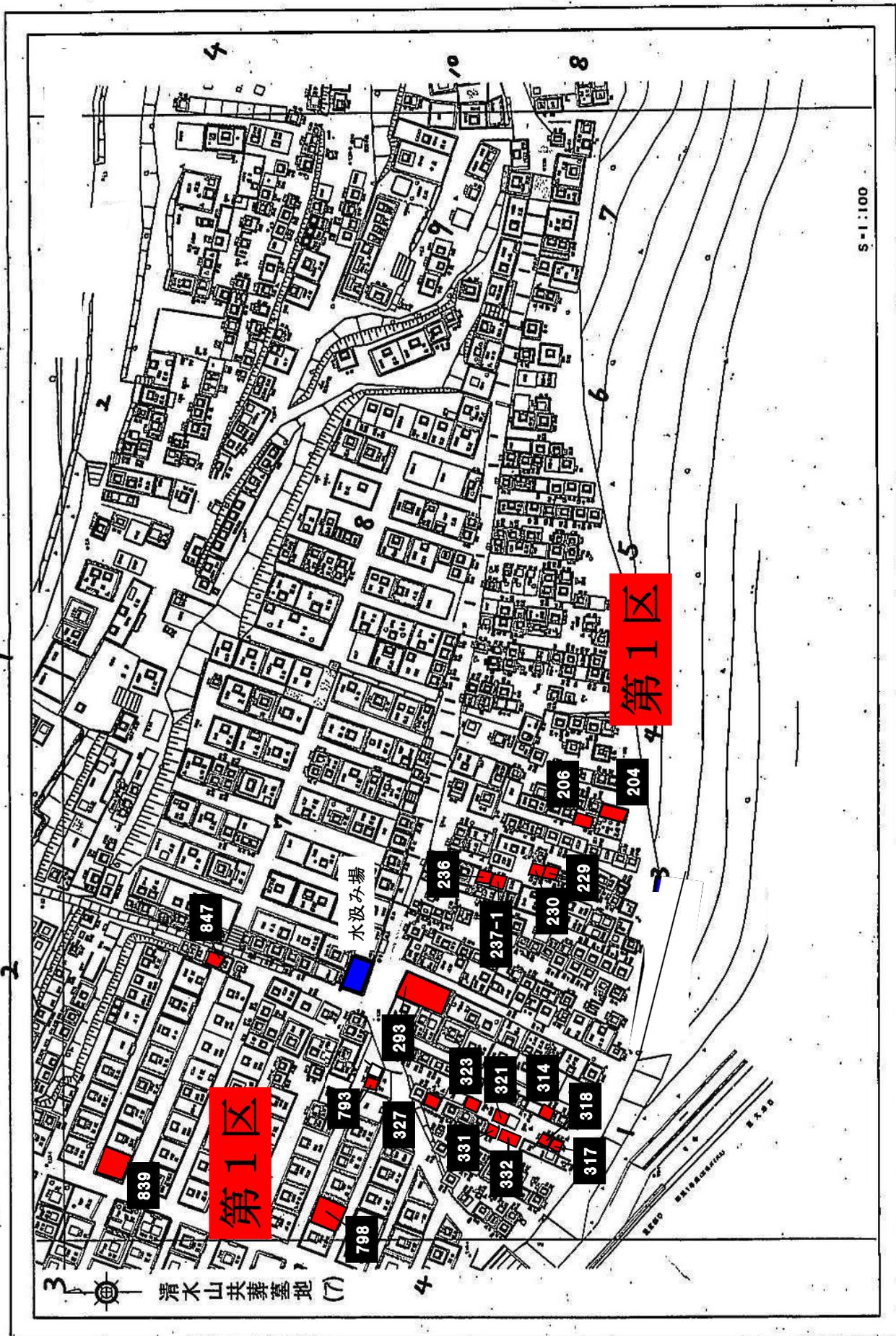


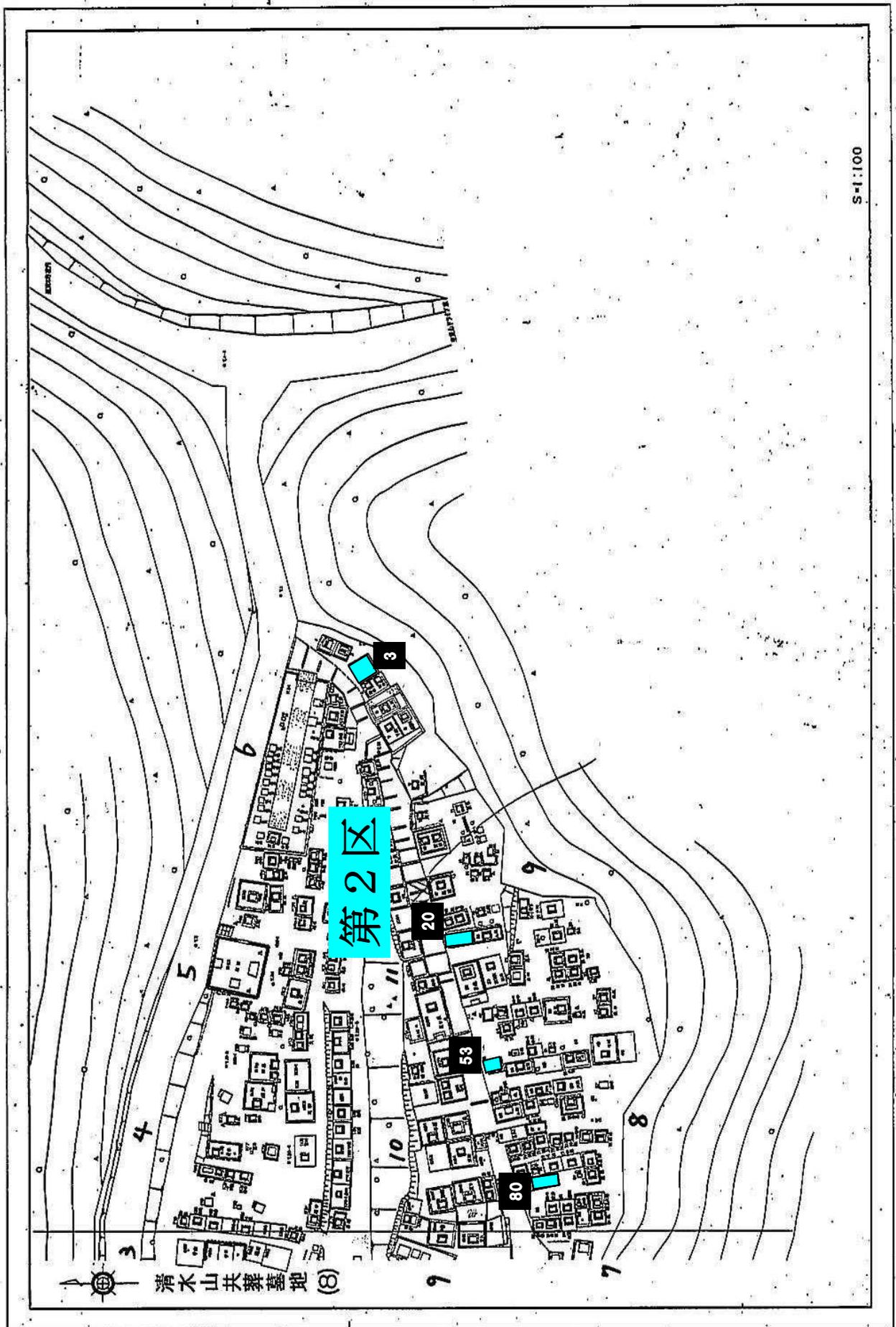
清水山公墓 (3)

S=1:100

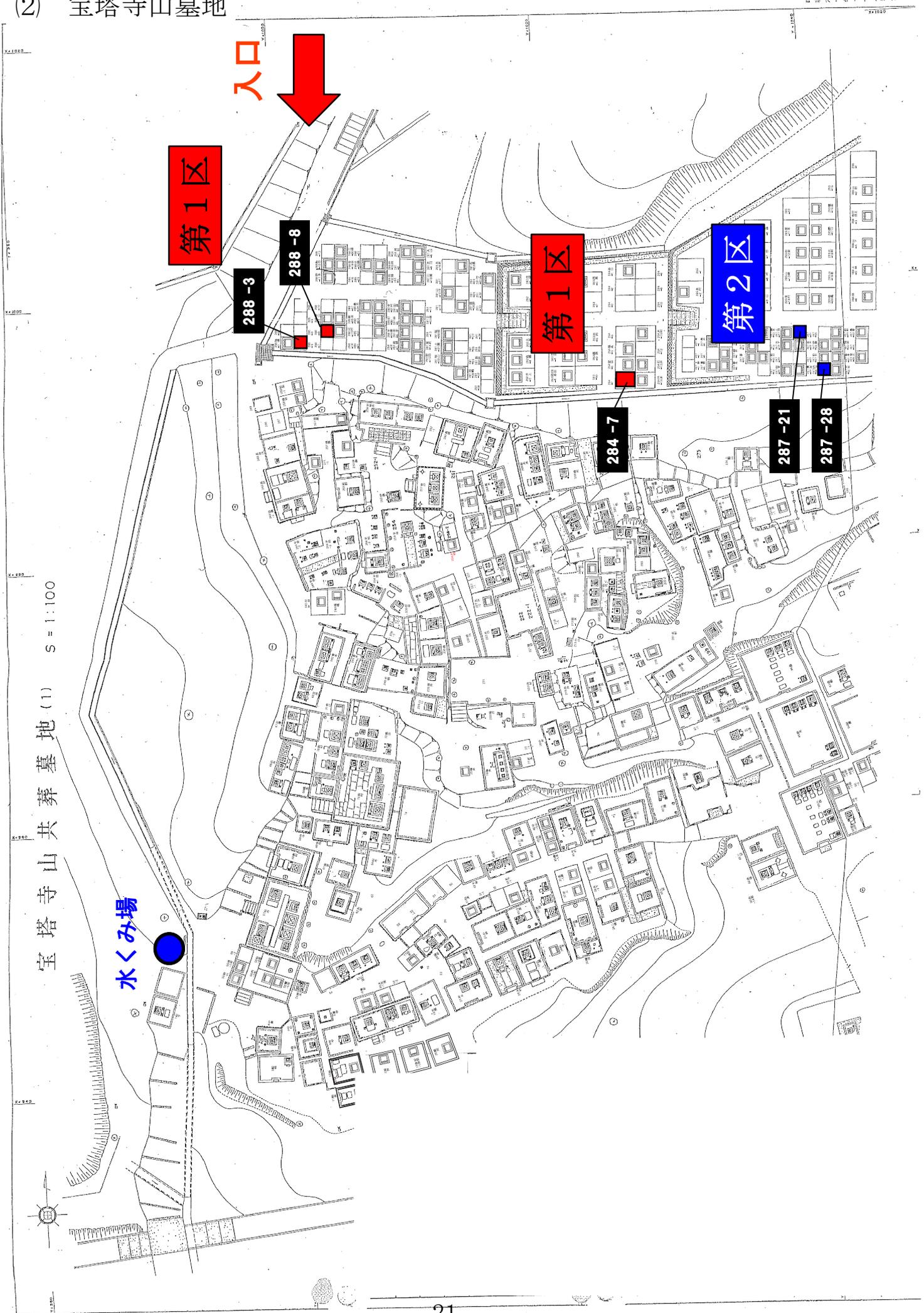
第3区

1979





(2) 宝塔寺山墓地



(3) 深草墓地

③

303	302	301	300	309		
287	286	285		281	280	279
263	262			258	257	256
253	252			233	232	231
240	239	238	237	236		
228	227	226		205	204	
214	213	212	211	210	209	208

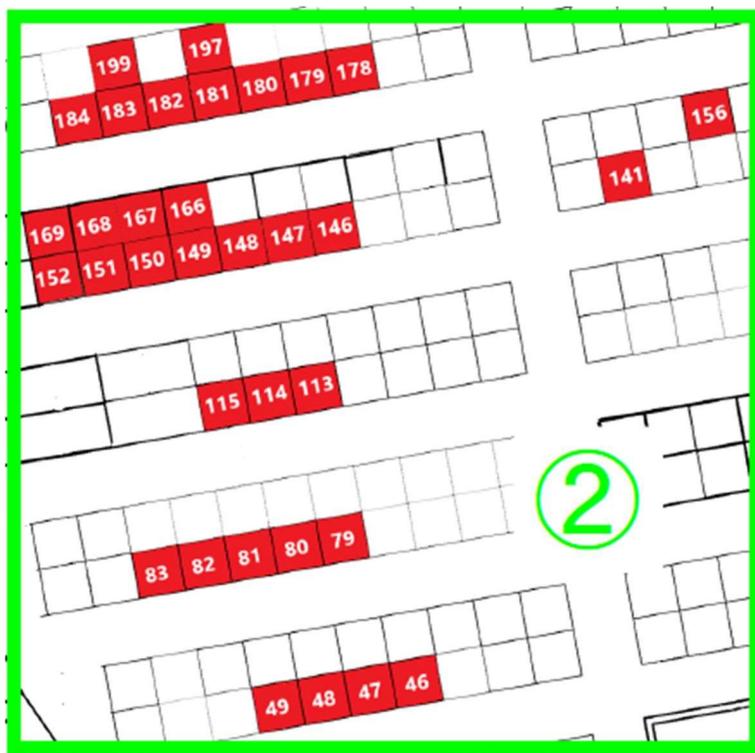
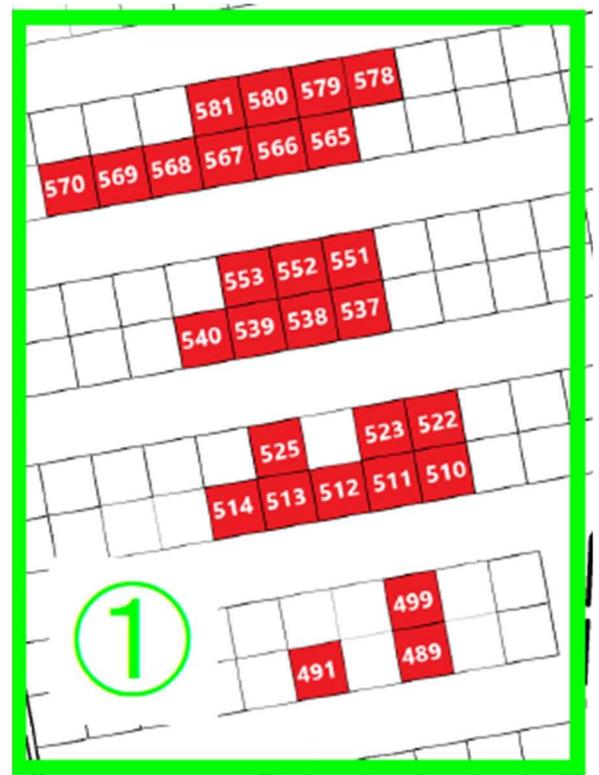
②

199	197									
184	183	182	181	180	179	178				
169	168	167	166			156				
152	151	150	149	148	147	146				
						141				
						115	114	113		
						83	82	81	80	79
						49	48	47	46	

①

				581	580	579	578	
570	569	568	567	566	565			
				553	552	551		
540	539	538	537					
				525	523	522		
				514	513	512	511	510
				491		499		
						489		

深草墓地募集区画拡大図



<問合せ先>

京都市保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課
市営墓地募集担当

京都市中京区柳馬場通御池下る柳八幡町65番地 京都朝日ビル2階

電話 075-222-3433

京都市印刷物第063094号 令和6年10月発行

京都市保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課